

奈良県高等学校等修学支援基金条例をここに公布する。

平成二十一年十月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

奈良県高等学校等修学支援基金条例

(設置)

第一条 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対して、授業料の減免及び奨学金の貸与により教育の機会の確保を図るため、奈良県高等学校等修学支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算又は育成奨学金貸付金特別会計歳入歳出予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(奈良県特別会計設置条例の一部改正)

2 奈良県特別会計設置条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十一年度から平成二十三年度までに限り、奈良県育成奨学金貸付金特別会計においては、国庫支出金、貸付けに係る返還金収入、高等学校等修学支援基金繰入金及び附属諸収入をもつて歳入とする。

附則第三項を削る。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。